

静岡県告示第100号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年2月24日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士白糸滝公園線	富士宮市北山字中井出7117番の4から 富士宮市北山字中井出7125番の8まで	平成29年2月24日

=====

静岡県告示第101号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年2月24日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津岡部線	焼津市方ノ上字広岡398番の3から 焼津市関方字町田120番の3まで	平成29年2月24日